

# 公共工物品質確保技術者制度実施要綱

## 第一 目的

この要綱は、関東地方整備局が「公共工物品質確保の促進に関する法律」(以下、「公共工物品確法」という。)に基づいて、公共工物品質確保の促進を図るための「公共工物品質確保技術者制度」(以下、「品確技術者制度」という。)に関する運用を定めるものである。

## 第二 適用事務

公共工物品質確保技術者(以下、「品確技術者」という。)は、関東地方整備局が発注する公共工事(営繕部及び港湾・空港部所管工事を除く。)において、総合評価落札方式に関する技術提案の審議を行うことができる。

## 第三 要件

局長は、第二適用事務を適切に実施することができる者として、次の要件を満たす者を品確技術者として委嘱することができる。

### 品確技術者要件

品確技術者は次の1、2、3の全てに該当する者とする。

- 1 次のいずれかに該当する者。ただし、建設業法における建設業に従事している者、及び、公共工事発注機関に所属している者を除く。
  - イ) 技術士(建設部門または総合技術監理部門)、または一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の監督・検査業務に関わる経験が3年以上である者。
  - ロ) 技術士(建設部門または総合技術監理部門)、または一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の主任技術者・監理技術者または現場代理人の経験が7年以上である者。
  - ハ) 公共工事の発注者としての経験を25年以上有し、かつ、監督・検査業務または入札契約業務において、直接指示する立場の経験が3年以上である者。
- 2) その他、公共工事発注に係わり、局長が特にその資質を認めた者。
- 2 「公共工物品質確保技術者講習(以下、「品確技術者講習」という。)」を受講した者。
- 3 「公共工物品質確保技術者申請書審査及び面接」に合格した者。

## 第四 手続等

### 1 公共工物品確技術者証の交付

「第三 要件」を満足し、局長より委嘱された者には「公共工物品質確保技術者証」(以下、「品確技術者証」という。)を交付する。

### 2 品確技術者証の更新

品確技術者証の更新は5年間ごとに行うものとする。

### 3 委嘱の取り消し

イ) 局長は、品確技術者としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。

なお、委嘱を取り消す場合、本人に理由を付し通知するものとする。

ロ) 交付された品確技術者証を、本要綱に定める目的以外に使用した場合は、委嘱を取り消すものとする。

ハ) 品確技術者として法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められた場合は、委嘱を取り消すものとする。

### 4 品確技術者講習

品確技術者は第二適用事務を実施する場合、品確技術者講習を過去一年以内に受講していなければならない。

### 5 その他

関東地方整備局は、地方公共団体から発注関係事務を適切に実施するための措置に関する要請があった場合、必要に応じて地方公共団体へ品確技術者に関する情報を提供することができるものとする。

なお、情報の提供にあたっては、品確技術者本人の了承を得るものとし、他の目的には使用しない。

### 附則

( 施行期日 )

この要綱は平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

( 制度の見直し )

品確技術者制度は関東地方整備局が運用する制度であり、委嘱者の了解を得ずに、制度の見直しを行うことができる。